**立木伐採・搬出作業等に係る確認書**

**（R6.1月改正）**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 留意事項 |
| □ | **（１）伐採の方法及び区域の設定**　①森林所有者に対し再造林の必要性を説明し、その実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。　②伐採する区域の明確化を行う。　③林地や生物多様性の保全に配慮した伐採・更新方法を採用する。保護樹帯や保残木を設定するとともに、架線や集材路を通過させる影響範囲を最小限にする。　④伐採が大面積にならないよう、伐採区域を複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。 |
| □ | **（２）林地保全に配慮した集材路注1）や土場の設置・作設**①森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針注2）に規定する森林作業道として作設する。　②集材路・土場の作設によって、土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。　③地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急峻地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。　④土場の作設ではのり面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。　⑤集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。⑥集材路の線形は、極力等高線に合わせる。　⑦ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。　⑧集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。　⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。　⑩集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の０次谷や破砕帯等を通過する場合は、極力短くし、排水処理等を適切に実施する。　⑪伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。　⑫幅員が３ｍを超える集材路又は森林作業道は、その面積が１haを超えない。注１）集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。注２）「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知） |
| □ | **（３）周辺環境への配慮**　①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。　②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 |
| □ | **（４）生物多様性と景観への配慮**　①希少な野生動物の生育等を知った場合は、線形及び作業時期の変更等をする。　②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。 |
| □ | **（５）路面の保護と排水の処理**　①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。　②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。　③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。　④渓流横断箇所は可能な限り現状復旧する。　⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。　⑥曲線部では上部入口手前で排水する。　⑦開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。　⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。 |
| □ | **（６）切土・盛土**　①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。　②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。　③切土高は1.5ｍ程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。　④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は６分、岩石の場合は３分が標準の目安）。　⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。　⑥盛土のり面勾配は概ね１割、やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は１割２分より緩くすることを目安とする。　⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。 |
| □ | **（７）作業実行上の配慮**①伐採、搬出、集材路作設等の際に、境界標（杭）を損壊、移動、除去するなど土　　地の境界を認識不能とする行為を行わない。（刑法第262条の２ 境界損壊罪）　②集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。　③降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設等により路面のわだち掘れ等を防止する。　④伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。 |
| □ | **（８）事業実施後の整理**　①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用に努める。　②枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理し、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。　③表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。　④天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げとならないようにする。　⑤枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。　⑥集材路・土場は植栽等で植生の回復を促す。また、横断溝等の排水処置を行う。　⑦伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。　⑧伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権現を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 |

私は、上記の留意事項について確認しました。

確認日：令和　　年　　月　　日

住　所：

氏　名：